

## 避難情報等発令時における保育所等の対応について

岐阜市が避難情報「高齢者等避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を発令した場合は、発令対象地区にある保育所(園)、認定こども園、事業所内保育施設、小規模保育施設(保育所等)は休園となります。

### 1 「開園予定時刻の1時間前時点で発令中」又は「開園予定時刻の1時間前から開園時刻までの間に発令」の場合

避難情報【市が発令】	住民がとるべき行動	保育所等における対応	左記対応をとるべき保育所等
高齢者等避難	災害のおそれあり 危険な場所から高齢者等は避難	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等
避難指示	災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等
緊急安全確保	災害発生又は切迫 命の危険 直ちに安全確保!	当該日は休園 保護者への休園の連絡	発令対象地区の保育所等

### 2 「開園中に発令」の場合

避難情報【市が発令】	住民がとるべき行動	保育所等における対応	左記対応をとるべき保育所等
高齢者等避難	災害のおそれあり 危険な場所から高齢者等は避難	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等
避難指示	災害のおそれ高い 危険な場所から全員避難	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等
緊急安全確保	災害発生又は切迫 命の危険 直ちに安全確保!	保育を中止して、園で待機又は保護者に周知している避難所へ避難 保護者に迎えを依頼	発令対象地区の保育所等

### 3 発令解除後の対応について

時点	保育所等の対応
開園予定時刻の1時間前までに解除	開園する。
開園予定時刻の1時間前から開園時刻までの間に解除	原則開園とするが、状況により休園とし、開園時間及び給食の有無は園の判断とする。 休園の場合は、保護者へ休園の連絡をする。
開園時刻後に休園とした後の解除	施設の安全が確認され、児童の受け入れ態勢が整った場合には、各園の判断で保育を再開する。 保育を再開する場合は開始時刻を保護者へ連絡する。

市が発令する避難情報は、災害のおそれがある地域に対して発令されます。市は、さまざまな情報をもとに、避難情報を発令することから、必ずしも気象庁が発表する防災気象情報と同じレベルの避難情報が、同時に発令されるわけではありません。

台風接近や大雨が予想される場合等においては、防災気象情報にも注意しながら、避難情報の発令に備えてください。

情報は、ぎふ防災安心メールで入手できます。登録はこちらからお願いします。 ➡



【その他参照ホームページ】

(避難情報の発令状況) [https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/P\\_PUB\\_VF\\_EvalInfoDetails?m=city\\_gifu](https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/P_PUB_VF_EvalInfoDetails?m=city_gifu)  
(防災気象情報) [https://www.jma.go.jp/bosai/#/pattern=default&area\\_type=offices&area\\_code=210000](https://www.jma.go.jp/bosai/#/pattern=default&area_type=offices&area_code=210000)